

平成 30 年 1 月 16 日

厚生労働省
老健局長 濱谷浩樹様
振興課長 込山愛郎様

全国マイケアプラン・ネットワーク 代表 島村八重子
運営委員一同

総合事業で自己作成を認めるよう求める提言書

全国マイケアプラン・ネットワーク（代表：島村八重子）は、利用者による自発的なケアプラン（介護サービス計画）の作成を目指す市民団体として、2001 年から活動を展開してきました。介護保険制度は利用者の自己決定・自己選択・自己責任・利用者主体を掲げており、ケアプランの自己作成だけでなく、利用者自身が自発的に考えることを重視する私たちの活動は介護保険の理念に沿っていると考え、市民向け啓発事業や自己作成を支援する活動などの活動を実施しています。

2017 年 4 月に全ての自治体でスタートした介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）についても、本人自身の自立が重視されており、要介護者の生活に合った社会資源（例：支え合いのボランティア組織、民間企業のサービスなど）を活用しようとする考え方には大いに賛同するところですし、総合事業で対象としている軽度者のケアプランこそ利用者の自発性が大切であり自己作成がマッチすると考えています。

しかし、2015 年 6 月に示された総合事業に関するガイドラインでは「ケアプランの自己作成に基づくサービス事業の利用は想定していない」と明記されています。ガイドラインの法的拘束力は弱く、実際に一部の自治体ではケアプランの自己作成を認める方針を示していますが、国として「想定していない」と書いていることが自治体の二の足を踏ませている可能性があります。

そこで、自己決定、自己選択という介護保険の原則に立ち、ガイドラインの改正または通知の発出などの形で、総合事業での自己作成が可能なことを国として示していただくよう提言します。

以上

全国マイケアプラン・ネットワーク
電話 090-8451-4540 Fax 042-405-5950
mail mycareplan.net@gmail.com